

作州地域の 活性化応援信用金庫

つしんの通信簿

TSUYAMA SHINKIN BANK
2025年版 ティスクロージャー誌

桜・名城100選のまち



地域のために 地域とともに
津山信用金庫

津山市東新町屋外看板



当金庫は、作州地域のパートナーとして、
地域社会の信頼に応えます。

PROFILE (2025年3月末現在)

創 業 / 昭和2年5月25日
 本店所在地 / 岡山県津山市山下30-15
 出 資 金 / 599百万円
 会 員 数 / 11,296名
 預金積金残高 / 1,496億円
 貸 出 金 残 高 / 662億円
 常勤役員数 / 139名 (うち嘱託職員8名・准職員6名)
 店 舗 数 / 14店舗 (うち2店舗は店舗内店舗)

CONTENTS

ごあいさつ	2
津山信用金庫と作州地域の絆	3
信用金庫業界の絆	5
信金中央金庫との絆	6
津山信用金庫の組織	7
津山信用金庫の取組み	8
業務のご案内	11
総代会制度	13
コンプライアンス (法令等遵守) への取組み	15
マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融 対策ポリシー	16
個人情報保護への取組み / 金融商品に係る勧誘方針	17
利益相反管理方針の概要 / 反社会的勢力に対する基本 方針等	18
振り込め詐欺への対応 / 与信取引の説明態勢	19
各種リスク管理について	20
津山信用金庫のあゆみ	21
資料編	22
開示項目一覧	22
営業地域について / 店舗のご案内	43

当金庫のビジョン

経営理念をもとに「持続可能な作州地域の実現」を目指します。
 ～地域および地域企業、地元住民の付加価値の向上～

当金庫のミッション

ビジョンをもとに作州地域の活性化のため、地域および地域企業、地元住民に対する課題解決・提案型営業を実践します。
 ～付加価値ファースト～

当金庫の経営理念

私たち津山信用金庫は、以下の5項目を基本方針と定め、調和ある経営に徹し、作州地域のパートナーとして、地域社会の信頼に応えます。



ごあいさつ

地域の皆さまには、平素より私ども津山信用金庫をお引き立て賜り、誠に有難く心よりお礼申し上げます。この度、松岡理事長の後を継ぎ理事長に就任いたしました寺尾由久です。当金庫の使命である「持続可能な作州地域の実現」を目指し、活力ある作州地域を次の世代へ繋いでいくため役職員一同努めて参ります。



本年度も、当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、ここに「2025年版ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸いに存じます。

2024年度の日本経済は、2023年度から続いた物価上昇が継続するとともに大幅な賃上げが見られました。2025年の春闘においても大幅な賃上げが見受けられますが、これは一部の大企業に限られ、我が国の企業の99.7%を占める中小企業では、なかなか賃上げが進んでいないということも否めない事実です。

このような外部環境下におきまして2024年度の当金庫は、中期3か年計画の2年目として、当金庫のビジョンである「持続可能な作州地域の実現」に向け、作州地域の活性化のため、地域や地域企業、地域住民の皆さまの課題解決に資する提案型営業をより深化させ実践して参りました。

その結果、本業の収益力を表すコア業務純益は3億30百万円、税引前当期純利益は2億54百万円、そして最終利益は1億90百万円を計上し、健全性指標となる自己資本比率は前年並みの10.68%と国内基準で求められる4%の2.6倍以上を確保しております。

2025年度の当金庫は、引き続きコンプライアンスの継続的な遵守態勢を全ての活動の基本とし、「人間力・現場力が高く魅力ある人財」を目指す役職員像とし、役職員が熱意をもって地域および地域企業・地元住民の皆さまの付加価値（利益）の向上を目指し、お客さまとともに活動することで、持続可能なビジネスモデルの構築、および当金庫の存在感・ブランド力の向上を図って参ります。来るべき2027年度の100周年に向け、お客さまの課題に真摯に向き合いその解決に努めていくとともに、“持続可能な作州地域の実現”のため“全員野球”で邁進して参ります。

地域の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2025年7月

津山信用金庫 理事長

寺尾 由久





当金庫の地域経済 活性化への取組みについて

当金庫は、作州地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員からお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客様に融「作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫」「作州地域の活性化応援信用金」とどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化

預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、普通預金、定期預金、定期積金をはじめ、より便利で役立つ商品・サービスを提案しています。

預金積金は、定期預金キャンペーンの実施や年金振込、並びに給与振込獲得等による残高増加に努めましたが、「金利の上がる世界」となり、各金融機関が貸出金や運用の原資となる預金を積極的に集め競合が激化したこと、相続預金の都市部への流出等により預金が減少し、期末預金残高は149,652百万円と前期比1,188百万円の減少となりました。

なお、当金庫の取扱商品については、11～12ページをご覧ください。

■ 預金積金残高3年比較表

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
預金積金残高	149,514百万円	150,841百万円	149,652百万円

貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

貸出金は、当座貸越の利用等、日々の資金繰りとしての事業性資金の利用や金融機関向け貸出が増加したこと等により、期末貸出金残高は66,224百万円と前期比245百万円の増加となりました。

■ 貸出金残高、預金積金に占める貸出金の割合3年比較表

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
貸出金残高	68,294百万円	65,978百万円	66,224百万円
預金積金に占める貸出金の割合	45.67%	43.74%	44.25%

貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の余資運用につきましては、安全第一を心掛け、信金中央金庫の預け金、公共債や格付の良好な事業債等を中心に運用しています。

■ 預け金残高、有価証券運用残高、預金積金に占める有価証券の割合3年比較表

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
預け金残高	36,165百万円	32,127百万円	21,143百万円
有価証券運用残高	48,462百万円	55,817百万円	63,603百万円
預金積金に占める有価証券の割合	32.41%	37.00%	42.50%

2025年3月期決算に関する事項

■ 収益3年比較表

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
業務純益	243百万円	418百万円	330百万円
コア業務純益	278百万円	421百万円	330百万円
経常利益	470百万円	539百万円	399百万円
税引前当期純利益	469百万円	536百万円	254百万円
当期純利益	505百万円	439百万円	190百万円

■ 自己資本比率3年比較表

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
自己資本比率	11.13%	10.98%	10.68%

預金積金

出資金

お客様 / 会員

会員数 11,296名
出資金残高 599百万円





となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との絆とネットワークを形成し、庫]として、「持続可能な作州地域の実現」をビジョンとし、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に積極的に取り組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

津山信用金庫

体制について

常勤役員数：139名
(うち嘱託職員8名・准職員数6名)

店舗数：14店
(うち2店舗は店舗内店舗)

支援サービス

貸出金

1. 取組方針

当金庫は、「作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫」「作州地域の活性化応援信用金庫」を目指し、お客様と一生のお付き合いをする金融機関、小回りが利き地元のことをよく知る金融機関、そして地元へ利益を還元する金融機関として、お客様との関係を強化し、地域や地域のお客様の悩みや課題を知り、解決していくための行動を実践してまいりました。

当金庫は、主役であるお客様や地域を支える「パートナー」として、お客様と相互理解の下、切磋琢磨し、互いを高め合う存在を目指してまいります。以下には、その活動の一端として、中小企業や地域の活性化のための当金庫の態勢整備や取組みについて紹介いたします。

2. 態勢整備の状況

- ・「つしん創業支援・補助金相談窓口」を設置
- ・三井住友海上火災保険(株)とSDGs推進に関する協定を締結
- ・東京東信用金庫と包括連携協定を締結
- ・全国の信用金庫が集結するマッチングサイト「よい仕事おこしネットワーク」に参加
- ・津山市および新庄村と「よい仕事おこしフェア実行委員会」が包括連携協定を締結(事務局：城南信用金庫、実行委員：津山信用金庫)
- ・岡山県下の信用金庫と岡山労働局で「働き方改善に係る包括連携協定」を締結
- ・津山商工会議所との「事業承継支援に関する連携協定」を締結
- ・岡山県下の信用金庫と信金中央金庫、信金キャピタル(株)、(一社)おかやま中小企業支援実務家協議会、(株)ランビなどで「岡山県事業承継プラットフォーム」を構成
- ・岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点と金融機関連携プロジェクト覚書を締結
- ・地域活性化支援事業者「(一社)MIKATAプロフェッショナルズ」と業務提携
- ・日本財団「わがまち基金」を活用した津山圏地域商社スタートアップエール事業を開始
- ・津山市、院庄林業(株)と「美作ひのき等利用促進に関する協定」を締結
- ・CO₂排出量の可視化サポートサービス「e-dash(株)」とマッチング契約を締結
- ・津山市、津山商工会議所、作州津山商工会との連携協力に関する協定を締結(創業・移住・事業支援拠点「T-スタ」の開設に向けた協力体制の構築(2025年4月1日オープン))

3. 取組状況

- ①創業・新事業開拓の支援
 - ・地域内連携による「創業塾」を開講
 - ・創業時の補助金申請支援
- ②成長段階における支援
 - ・私募債(SDGs 私募債を含む)の引受
 - ・ビジネスマッチング支援
 - ・ものづくり補助金等各種補助金の申請支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ・事業承継ツール(事業承継計画表、チェックシート、自社株評価試算ソフト)を活用した事業承継支援
 - ・外部機関との連携によるM&A支援
- ④地域の活性化に関する取組状況
 - ・地域商社つやまエリア(株)曲辰に出資
 - ・信金中央金庫「創立70周年記念事業」地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」(企業版ふるさと納税)を津山市に紹介し、応募の結果採択され、津山市に企業版ふるさと納税を実施



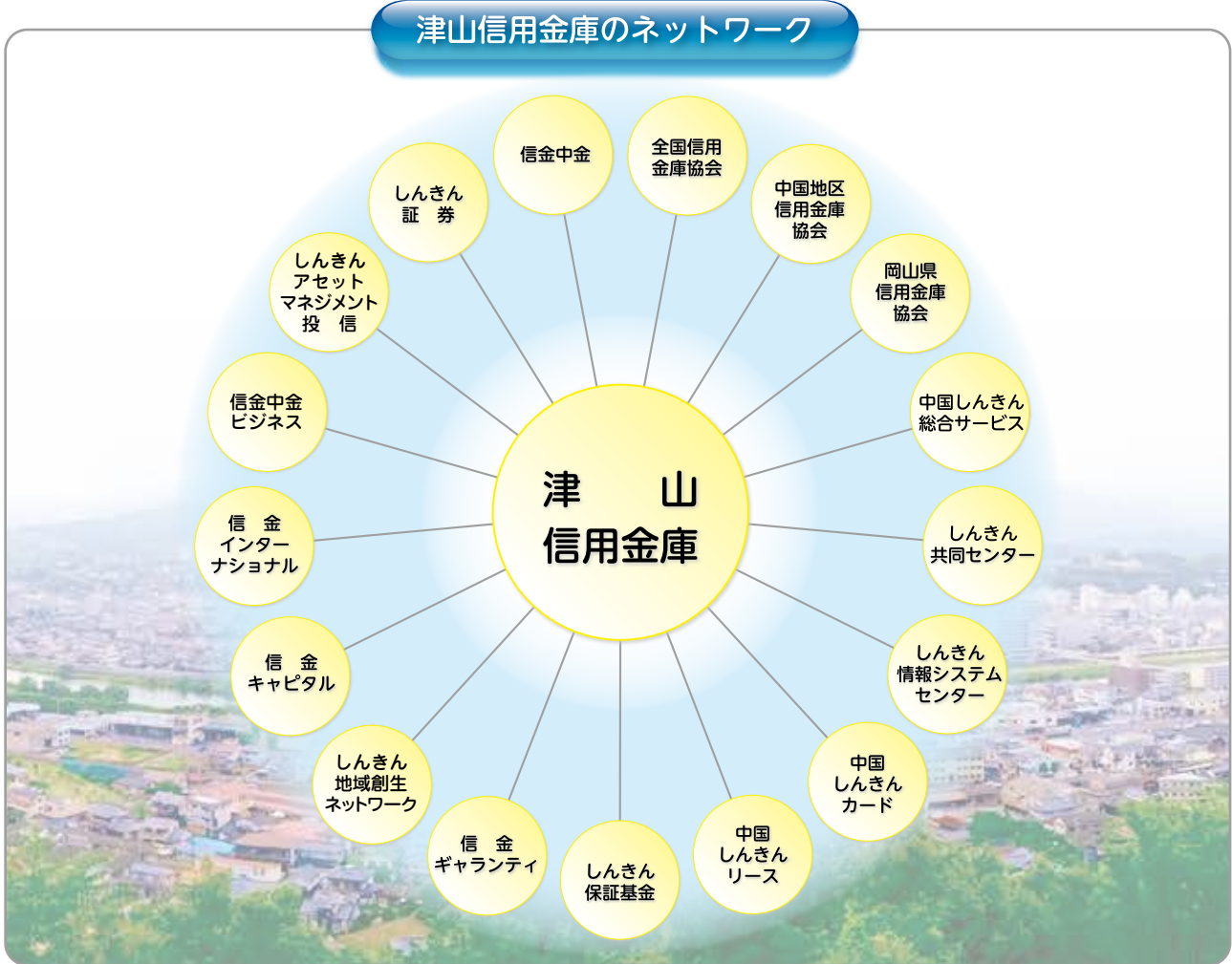
信用金庫業界の絆

信用金庫業界の実力

信用金庫は、各種中央団体の他、全国に張り巡らされた業界ネットワーク網を有する日本有数の金融グループです。信用金庫業界は、連帯と協調の意識、助け合いの精神が非常に強い業界です。

信用金庫業界の絆

津山信用金庫のネットワーク



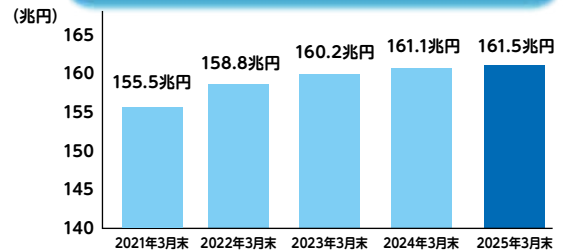
預金・貸出金残高の業態別比較 (2025年3月末)

(単位:兆円)

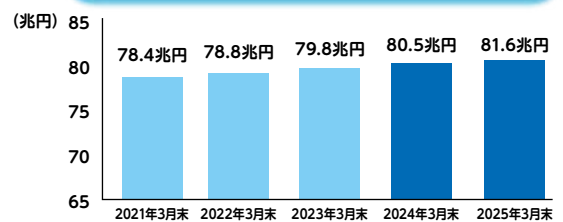
	預金	貸出金
都市銀行	483	240
地方銀行	333	265
信用金庫	161	81
農協	107	24
第二地銀	70	57
信用組合	23	14
労働金庫	23	15

(出所)都市銀行、地方銀行、第二地銀:全国銀行協会「全国銀行預金・貸出金等速報」
 農協:農林中央金庫「全国JA貯金・貸出金残高速報」
 信用組合:全国信用協同組合連合会「全国信用組合預金・貸出金等状況」
 労働金庫:全国労働金庫協会「全国労働金庫預金・貸出金残高」

預金積金残高の推移



貸出金残高の推移



(出所) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所「全国信用金庫主要勘定」



信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として 1950 年に創立しました。

また、2000 年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました。（証券コード：8421）

資金量

32 兆円



役職員数

1,297 人



拠点数

国内 14 拠点
海外 6 拠点



当期純利益

405 億円



(2025 年 3 月末時点)

事業内容

持続的な社会を実現する機能

- ✓ 中小企業のビジネスマッチングや海外展開支援
- ✓ 個人の資産形成や相続ニーズに対応した商品の提供
- ✓ 地域のブランディング強化に資するソリューションの提供
- ✓ デジタル活用に向けた取組み

信用金庫のセントラルバンク機能

- ✓ 信用金庫の収益力向上等に向けたコンサルティングの提供
- ✓ 信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策
- ✓ 信用金庫経営力強化制度等の適時かつ適切な運営を通じて信用金庫業界の信用秩序を維持

機関投資家としての機能

- ✓ 全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債の発行により調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用
- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた ESG 投融資等の推進



信用金庫のネットワーク



金庫数・店舗数

254 金庫
7,059 店舗



役職員数

約 9.6 万人



会員数

約 867 万人



預金量

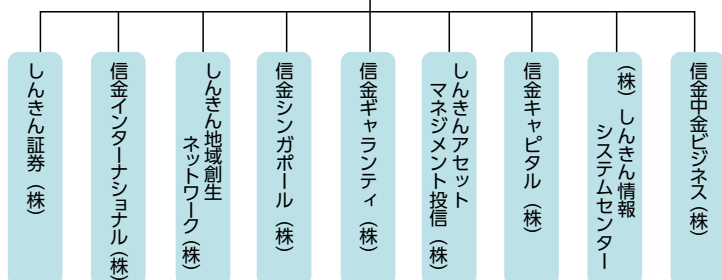
約 161 兆円



(2025 年 3 月末時点)

グループ

信金中金グループ



(2025 年 3 月末時点)

外部格付

格付会社	長期格付
Mood y's	A 1
S & P グローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

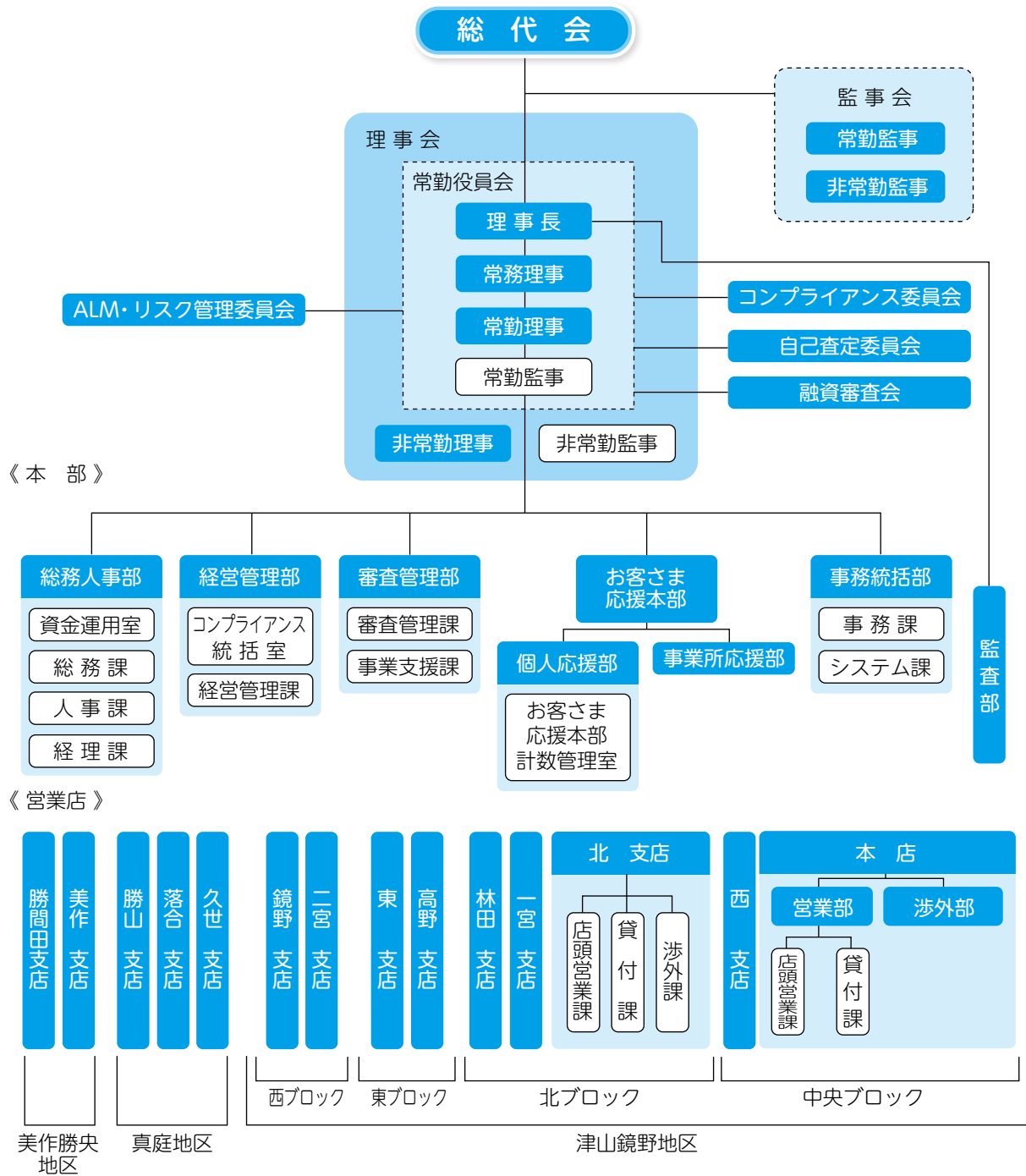
(2025 年 3 月末時点)



津山信用金庫の組織

2025年7月1日現在

お客さま



役員一覧

2025年6月24日現在

理事長	寺尾 由久	常勤理事	香山 智史	理事※1	福島 正明	常勤監事	清友 義明
常務理事	松田 好弘			理事※1	河本 義登	監事(員外)※2	太田 洋一
常務理事	浦上 直輝			理事※1	松田 欣也	監事(員外)※2	飯綱 浩二
常務理事	坂手 哲也			理事※1	井上 浩志		

※1は職員外理事です。

※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



お客様のため、作州地域を元気にするため、 津山信用金庫が起こしたアクションを振り返ります。

2024 年度中の主なあゆみ

- 2024年 4月
- ・お花見スポットとして本店4階屋上を開放
 - ・第11回お取引先との懇親の夕べ特別講演会「時代の変化を見る視点～レディースインナー人気ブランド“ワコール”前社長13年間の想い～」開催（講師：株式会社ワコールホールディングス 前代表取締役社長 安原 弘展氏）
- 5月
- ・二宮支店が新築・移転プレオープン
 - ・第37回つしんさくら会日帰り旅行開催（行先：滋賀県/石山寺）
 - ・第62回岡山県信用金庫野球大会で当金庫野球部が優勝
- 6月
- ・サマーキャンペーン「夏の定期預金2024」実施（8月末まで）
 - ・つしん福祉人材養成奨学金授与式開催（学校法人美作学園学生5名に授与：累計73名）
 - ・津山市社会福祉協議会に災害備蓄食品を寄贈
 - ・第98期通常総代会開催
 - ・岡山県立津山高等学校SSⅡクラスにて地域創生に係る講義を実施
- 7月
- ・よい仕事おこしプラザ（東京都大田区羽田空港）にてよい仕事おこしネットワークと津山市の連携第1弾企画「津山生姜エール」の仕込み式を開催
 - ・津山商工会議所と「事業承継支援に関する連携協定」を締結
 - ・院庄林業株式会社様の木育イベントを当金庫二宮支店で開催
 - ・第4期創業塾開講（共催：つやま産業支援センター、日本政策金融公庫、三井住友海上火災保険㈱、津山商工会議所 後援：岡山県信用保証協会、信金中央金庫）
 - ・つやまエリアオープンファクトリー2024に参加（主催：つやま産業支援センター）
 - ・岡山県立勝山高等学校にて開催された「鼓山塾2024」に講師として参加
- 8月
- ・「第46回津山納涼ごんごまつりIN吉井川」のごんごおどりコンテストにつしんおどり連として参加
 - ・学校法人美作学園とのコラボによる「第10回つしんこどもマネースクール」開催
 - ・東京都港区のアンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」にて「津山生姜エール&作州地域うまいものフェア」を開催
- 9月
- ・津山東中学校の職場体験学習を受入
 - ・第18回岡山県しんきん合同ビジネス交流会開催
 - ・作州地域の活性化応援セミナー「自動車編」開催（講師：岡山県産業振興財団アドバイザー（元日産自動車株式会社 車両生産技術開発本部 技術参与）柳原 秀基氏）
 - ・一般社団法人しんきん保証基金保証付「W E B完結ローン」の取扱い開始
 - ・二宮支店が新築・移転グランドオープン
- 10月
- ・TRYHOOP（トライフープ岡山）応援定期預金の取扱い開始（11月末まで）
 - ・しずおか焼津信用金庫主催「しんきんフェア静岡2024」の商談会に株式会社齋藤然糸様が参加
 - ・つしん終活セミナー開催
 - ・第11期つしん未来塾開講
 - ・二宮支店新店舗が「ウッドデザイン賞2024」受賞
 - ・木材利用推進コンクールで二宮支店が「審査委員会特別賞」を受賞及び二宮支店新店舗を手がけた院庄林業株式会社様が「木材利用推進中央協議会会長賞」を受賞
- 11月
- ・レプタイル株式会社主催の創業・地方起業支援イベント「地方起業のリアル 金融パートナー編」にパネリストとして参加
 - ・弁護士による遺言・相続無料法律相談会開催
 - ・能登半島復興応援定期預金の取扱い開始（3月末まで）
 - ・東京東信用金庫主催「ひがしんビジネスフェア2024」に株式会社佐田建美様と有限会社縫夢ing様が出展
 - ・2024年度上半期業務報告会及び講演会開催（講演会テーマ：事業承継・M & Aを通じた更なる企業成長へ 講師：インクグロー株式会社 代表取締役 鈴木 智博氏）
- 12月
- ・城南信用金庫主催「2024“よい仕事おこし”フェア」に津山市（株式会社曲辰様）、新庄村が出展
 - ・ウインターキャンペーン「冬の定期預金2024」実施（3月末まで）
 - ・津山市役所本庁舎にて二宮支店新店舗の「ウッドデザイン賞2024」及び「木材利用推進コンクール」の受賞報告会を実施
 - ・津山商工会議所女性会向け講演会を開催
- 2025年 1月
- ・法人向けウインターキャンペーン「冬の定期預金2024」実施（3月末まで）
- 2月
- ・能登半島復興応援定期預金の取扱い開始（5月末まで）
 - ・第11期つしん未来塾を塾生20名が卒業
- 3月
- ・津山商工会議所青年部主催の地域特化型ビジネス展示・商談会「つやま EXPO × LAND」に企業ブースを出展
 - ・つしん未来塾特別講演会および塾生交流会開催（講演会テーマ：事業承継と新規事業開拓 講師：山陽ロード工業株式会社 代表取締役 秋田 英次氏）
 - ・津山市、津山商工会議所、作州津山商工会との連携協力に関する協定を締結
 - ・信金ギャランティ株式会社保証付「W E B完結ローン」の取扱い開始
 - ・「T-スタ」オープニングセレモニー開催

【津山しんわ文化財団】

10月26日～11月4日 第36回しんわ美術展 協賛



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■津山生姜エール&作州地域うまいものフェアを開催

8月27日・28日の2日間にわたり、東京都港区新橋のアンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」にて「津山生姜エール&作州地域うまいものフェア」を開催しました。全国の信用金庫が連携し、地域の枠を越えて様々な課題を解決している「よい仕事おこしネットワーク」と津山市の連携第1弾として企画された、津山市の特産品である生姜を使ったクラフトビール「津山生姜エール」の完成披露式も行われ、作州地域の産品と共に販売会場に並びました。

当フェアは、作州地域事業者の販路拡大支援を通じた持続可能な作州地域の実現に向けた取組の一環として、当金庫、株式会社曲辰様、津山市が主催し開催したもので、2日間で約300人の方にご来場いただきました。



■津山商工会議所と事業承継支援に関する連携協定を締結

本協定は、両者が地域における事業承継支援に係る連携を円滑に行い、相互に協力し、地域経済の活性化の促進を図ることを目的とするもので、両者のネットワークを活用し、「事業を譲り渡したい」「譲り受けたい」といったニーズを幅広くカバーし、地域内での中小企業・小規模事業者の事業承継マッチングを推進します。事業承継に関する情報やノウハウの共有について両者で連携し、「地域生活圏の維持」「事業の維持・拡大による雇用の維持」「地域の賑わい創出と関係人口の増加」などの実現を目指して地域内事業者の事業継続をサポートしてまいります。

■津山商工会議所、作州津山商工会、津山市との連携協定を締結

本協定は、包括的な連携のもと、将来の作州地域における事業所や人口の減少に備え、「津山市での創業」と「津山市への移住」を支援することにより、津山市、ひいては作州地域の事業所と人口の増加を推進し、作州地域の持続的な発展と活性化を図ることを目的としています。

その目的を達成するため、「T-スタ」を当金庫の旧林田支店に開設しました。「T-スタ」は、「創業・移住サポートセンター」「事業支援センター」「作州地域活性化応援（まちづくり）センター」の3つの機能を持つ施設です。津山、作州地域への移住と創業、経営改善等に関する相談窓口として、専門家や専門機関、公的機関等と連携し、暮らしと経営に関するサポートを行ってまいります。



2024年度トピックス



■つしん福祉人材養成奨学金授与式を開催

当金庫本店にて、つしん福祉人材養成奨学金制度に係る奨学金授与式を開催しました。

本制度は美作大学生活科学部社会福祉学科または美作大学短期大学部専攻科介護福祉専攻において福祉を学び、卒業後も未永く作州地域で活躍していただける学生に対し、当金庫が奨学金（1人20万円）を授与するもので、2010年度より毎年行っており、今回で15度目となります。今年度も5名の学生に奨学金を授与し、合計73名への授与となりました。



■つしん終活セミナー開催

本セミナーは、「エンディングノート」の書き方と、これから起きる可能性の高い医療・介護・相続問題等に関する予備知識を学んでいただくためのものです。

「相続財産の評価」「相続税の申告までの流れ」「相続税の計算」「生命保険の活用方法」など、相続に関する基本的な内容から具体的な対策方法まで、ご参加いただいた方に実際に「エンディングノート」を記入していただきながら解説しました。

■つしんこどもマネースクール開催

学校法人美作学園様との「産学連携の推進に係る協定」に基づくコラボ事業として、美作大学児童文化研究部の学生とともに第10回目となる「つしんこどもマネースクール」を開催しました。本スクールは、ひまわりクラブのお子さま会員等を対象に、「地域の未来を担うこどもたちへの金融教育を通じて、正しい金融知識を身につけていただくこと」を目的としたものです。



■創業塾を開講

持続可能な作州地域の実現のため、創業者及び第二創業者を地域内連携等によりサポートする「創業塾」を開講しました。「創業塾」は、当金庫、つやま産業支援センター、日本政策金融公庫津山支店、三井住友海上火災保険株式会社、津山商工会議所の5社による共催、岡山県信用保証協会、信金中央金庫岡山支店の2社による後援により、2021年から4期目の開催となりました。

本塾では、創業や第二創業に必要な知識の習得、具体的なビジネス展開のための各種計画書の作成などができるように、当金庫や地域内支援機関などが講師となり、全6講義を行いました。

■二宮支店が木材利用推進コンクールとウッドデザイン賞で受賞

2024年9月にリニューアルオープンした当金庫二宮支店が、木材を活用した優れた施設や国産材利用を積極的に推進する優れた取組を顕彰する「令和6年度 木材利用推進コンクール」と、優れた建築・空間や製品、活動や仕組み、研究等を顕彰する「ウッドデザイン賞2024」にて、それぞれ「審査委員会特別賞」と「ウッドデザイン賞」を受賞しました。



また、「令和6年度 木材利用推進コンクール」の国産材利用推進部門において、二宮支店新店舗を手がけていただいた院庄林業株式会社様が「木材利用推進中央協議会会長賞」を受賞されました。



津山信用金庫は、地域のみなさまの暮らしと経営を応援します。

●預金業務

津山信用金庫では、普通預金、定期預金、当座預金をはじめ、地域のみなさまにとって、より便利でお役に立つ商品・サービスを積極的に提案しています。

種類	内容	期間	お預け入れ金額	
当座預金	会社や商店などのお取引に安全で便利な小切手や手形をご利用いただけます。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与、年金のお受け取り、口座振替等もセットでき、お財布や家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
決済用普通預金	普通預金と同様にご利用いただけますが、利息のつかない預金です。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	1冊の通帳に、普通預金・定期預金をセット。いざというときは、定期預金を担保に便利な自動融資もご利用いただけます。	普通預金・定期預金に準ずる		
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に便利です。2日前までのご通知によりお引き出しいただく預金です。	7日以上	1万円以上	
定期預金	スーパー定期預金	期間と金額をご自由にお選びいただける、身近な定期預金です。個人の方のみご利用いただける3年以上の複利型は、半年複利でよりお得です。	1ヶ月～10年	100円以上
	大口定期預金	まとまった資金を有利に運用いただける定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
預金	定額複利預金	個人の方のみご利用いただけ、お預け入れから6ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由。長く預けるほど金利がステップアップする半年複利の有利な定期預金です。	最長5年 (据置期間6ヶ月)	100円以上 1,000万円未満
	スーパー定期積金	教育資金や自動車購入等、目的に合わせて毎月一定額をお積立いただく商品です。	6ヶ月～5年	1,000円以上

●融資業務

種類	内容	期間	ご融資金額
制度融資	県や市町村などの有利な制度融資を各種取り扱っています。	各種制度により異なります。	
主な事業性融資	つしん特別融資「はばたき」	地域事業者の経営改善、発展を図るための融資です。「スピード審査」「無担保」「第三者保証不要」です。	10年以内 最高5,000万円
	ゆたかサポート	地域農業の活性化を図るための融資です。農業に従事されている方がご利用いただけます。	資金用途により異なります。 最高3,000万円
	つしん新規創業資金融資制度「創生」	新規創業される方への融資を通じて地方創生を図るための融資です。	10年以内 最高1,000万円
	創業サポートローン「つなぐ力」	日本政策金融公庫との連携融資です。①新たに事業を始める方、または事業を開始した日から5年を経過していない方、②第二創業を計画されている方、または第二創業を開始した日から5年を経過していない方にご利用いただけます。	資金用途により異なります。 当金庫・日本政策金融公庫各 最高2,000万円
	ソーシャルビジネスサポートローン「つなぐ心」	日本政策金融公庫との連携融資です。社会的課題（高齢者介護、子育て支援、障がい者支援、就労支援、まちづくり等）に対してビジネス手法で解決する持続的な事業活動を行っている方を支援する融資です。	資金用途により異なります。 当金庫・日本政策金融公庫各 最高7,200万円
	事業者カードローン	ご融資限度額以内で事業資金を反復してご利用いただけます。	2年以内 最高2,000万円
一般融資	商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などお使いみちに合わせてご利用ください。		
主な個人向けローン	住宅ローン	住宅の新築・ご購入、お借換えにもご利用いただけます。	50年以内 最高20,000万円
	オートローン	新車・中古車のご購入、免許取得・車検・修理にご利用いただけます。	15年以内 最高1,000万円
	リフォームローン	住宅の増改築、車庫・塀の設置などにもご利用いただけます。	15年以内 最高1,000万円
	多目的ローン	車のご購入、教育資金、リフォーム資金など様々な目的でご利用いただけます。	10年以内 最高1,000万円
	プライドルローン	ご結婚に係る費用としてご利用いただけます。	10年以内 最高500万円
	教育ローン	入学金、授業料等の学校納付金、教育関連資金にご利用いただけます。	16年以内 最高1,000万円
	カードローン	お使いみちは自由。ご融資限度額内で反復してご利用いただけます。	3年以内 最高900万円
フリーローン	お使いみちは自由。様々な用途にご利用いただけます。	15年以内 最高1,000万円	

※チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2025年6月現在





つしん

●国債の窓口販売業務

種 類	内 容
個人向け国債	半年毎に利率が変わる10年満期タイプと固定金利の3年タイプ・5年タイプの3種類の個人向け国債があります。いずれのタイプも年2回(半年ごと)お利息が受取れます。お申込み単位は1万円。

●投資信託の窓口販売業務

種 類	内 容
投資信託の窓口販売	投資信託は、投資の専門家である投資信託会社が国内外の株式・債券・不動産など複数の投資対象に資金を分散して運用を行う投資手段です。当金庫では、多様化するお客様の資金運用ニーズに応えるため、運用方針や投資目的の異なる投資信託39商品をお取り扱いしております。

●保険商品の窓口販売業務

種 類	内 容
損害保険商品の窓口販売	当金庫では住宅ローン関連の「長期火災保険」と「債務返済支援保険」および「事業性火災保険」、「傷害保険」をお取り扱いしております。
生命保険商品の窓口販売	当金庫では「定期保険」、「定額個人年金保険」、「終身保険」、「一時払終身保険」、「変額保険」、「がん保険」、「医療保険」、「介護保険」、「学資保険」をお取り扱いしております。

●共済商品の窓口販売業務

種 類	内 容
共済商品の窓口販売	当金庫では「共済商品」をお取り扱いしております。

●M&A 仲介業務

種 類	内 容
M&A 仲介業務	地域の中小企業が有する企業買収、事業譲渡、業務提携その他の方法による企業提携に関するニーズに応えるため、外部専門機関と連携したM&A等に関する情報交換ならびに仲介業務を行います。

●その他業務

種 類	内 容
貸 金 庫	貸金庫はお客様の大事な証書・株券・権利書・貴金属等を盗難・火災から守ります。(設置店舗：本店、二宮支店、北支店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店、落合支店)
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後に売上金などを安全にお預りし、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。(設置店舗：本店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店)
スポーツ振興くじのお支払い	スポーツ振興くじ(toto)の当選金をお支払いいたします。(取扱店舗：本店、北支店、久世支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	充実した老後の生活を実現するための資産を、加入者であるお客様ひとりひとりが、自らの責任で形成していく新しい年金制度です。毎月積み立てる掛金と運用収益の合計額をもとに、60歳以降に年金や一時金として受け取ることができます。

●各種サービス

種 類	内 容
個人向けインターネットバンキングサービス(モバイルバンキング)	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入金明細および取引履歴の照会等ができます。携帯電話及びスマートフォンでも同様のサービスをご利用いただけます。基本契約料及び当金庫宛の振込手数料は無料。また、他金融機関宛の振込手数料が窓口扱いよりもお得です。
法人向けインターネットバンキングサービス	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入金明細および取引履歴の照会等ができます。また、データ伝送サービスをご契約いただきますと、総合振込、給与・賞与振込もできます。毎月、基本契約料が必要となりますが、窓口扱いよりも振込手数料がお得です。
VISA一体型ICカード	「キャッシュカード」と「クレジットカード」の機能を1枚にまとめた多機能カードです。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき、「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
キャッシュサービス	全国の信用金庫のATM機でお引出し・お預入れ・お振込ができます。また、その他の提携している金融機関のATM機でもお引出し・お振込(一部金融機関は除く)を行うことができます。
デビットカード	デビットカード加盟店でキャッシュカードによりショッピングのお支払いができます。
自動受取り	給与、年金、株式配当などが、受取日に自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動支払い	公共料金・税金・保険料・学費・各種クレジット代金などを、ご指定の口座から自動支払いいたします。
さくら会(年金友の会)	当金庫で年金をお受け取りになっているお客様は、日帰り旅行へのご参加、定期預金の金利アップ、年に一度の記念品進呈等のサービスを受けることができます。
ひまわりクラブ	22歳以下のお子さまをもつ保護者さまは、本会に入会いただくことで、定期預金等の金利アップ、優遇金利の専用教育ローン等のサービスを受けることができます。

※チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2025年6月現在





総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

総代の皆さまは、当金庫の会員の総意を当金庫の経営に反映させていくという重要な役割を担っています。地域社会での信頼も厚く社会的な重責を担い、当金庫の経営理念や果たすべき使命を良くご理解・ご認識され当金庫とのお取引も良好な方々、そして地域への貢献度も高く、良識・見識を有し、私どもの一番の理解者、支援者、そしてご意見番であり、大切なパートナーの方々です。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、訪問アンケート調査の実施や、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会制度

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内です。
- なお、2025年3月31日現在の会員数は11,296人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（会員は異議の申立てができる）。



▲総代選考委員会

総代候補者の選考基準

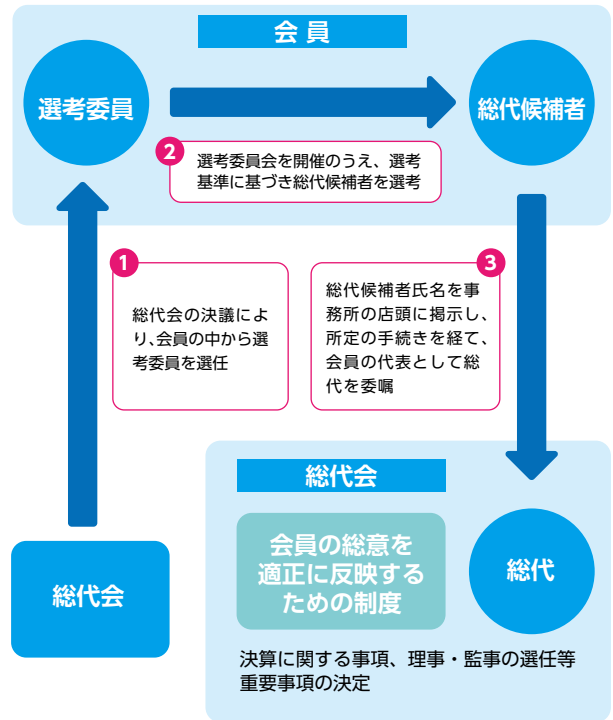
1. 資格要件

- ①当金庫の会員であること。
- ②就任時点で80歳を超えていないこと。

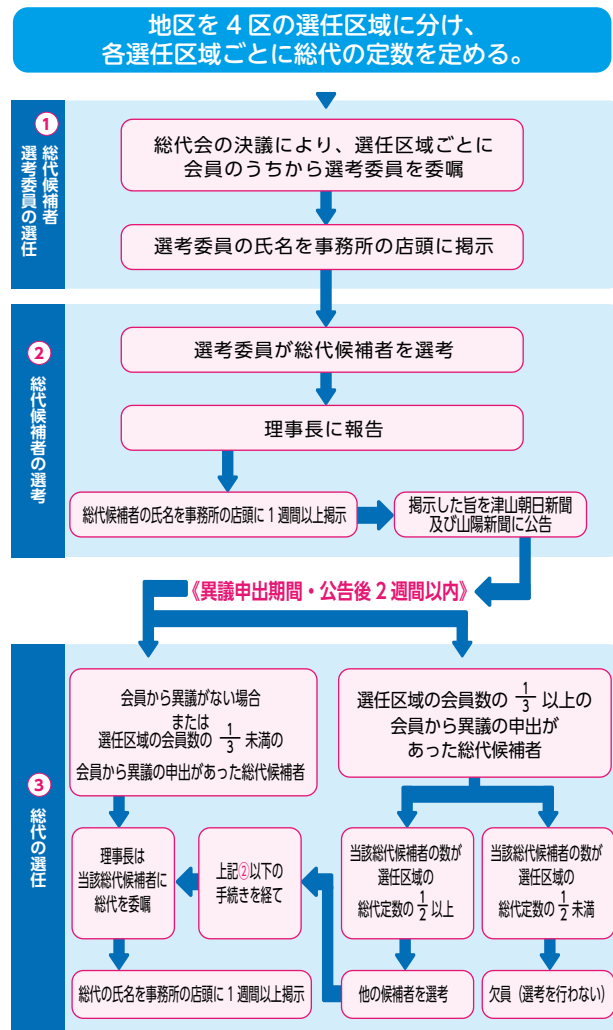
2. 適格要件

- ①総代としてふさわしい見識を有している者
- ②良識をもって正しい判断ができる者
- ③当金庫の地区内に居住し、地域における信望が厚く、人縁関係が深い者
- ④行動力があり、積極的な者
- ⑤人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ⑥その他総代選考委員が適格と認めた者

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための、開かれた制度です。



▼総代が選任されるまでの手続き





通常総代会に関する事項

2025年6月24日、第99期通常総代会を開催し、次の議案が原案通り承認可決されました。

報告事項 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 所在不明会員の除名の件

第3号議案 退任理事に対する退任慰労金の贈呈の件

総代の氏名等

2025年6月24日現在

選任区域	人数	氏名				
1区	28名	有木 良治⑦	井澤 貴生①	石川 泰祐⑦	石原 宏明④	牛垣 和弘②
		内田 政行②	岡 悠紀好⑨	小笠原卓宏③	河田 香織④	刈田 裕也⑩
		刈田 善嗣⑦	楠田 芳三④	小泉 立志①	國米 一朗④	近藤 一④
		佐藤 宣義②	治郎丸真介①	須江 英典⑤	末澤 由博③	高田 信昌⑧
		鷹取 貞次②	綱澤 増雄④	土居 義幸⑤	野上 和宏②	廣野 學④
		光岡 宏文②	森淵百合明①	竜門 幸司⑩		
2区	18名	秋山 政徳②	稲葉 伸次⑧	江見 正暢⑥	小原 茂揮④	片山 学⑤
		川端 茂④	菅田 拓平①	寶多 英代③	鍋島 祐介①	額田 雅之③
		長谷川隆嗣⑥	廣田 裕③	福田 邦夫④	松本 裕之⑧	丸尾 宜史①
		美甘 信吉④	森山 真一②	山本 俊彦④		
3区	18名	池田 英雄①	宇佐美勝正②	薄元 優子②	畝岡 昭一④	大谷 裕子③
		金島 敏広①	川嶋 謙②	川嶋 健文④	小林 紳一②	釣谷 育宏①
		豊福 恒弘⑥	中坂 彰男⑧	中村 政弘④	原 健治郎①	番原 芳弘⑦
		福田 順也①	牧野 秀俊③	眞屋 幸弘⑤		
4区	15名	赤木 敏浩⑥	安東 正典⑧	大鳥 広次④	大田 哲男②	岡田 暁⑩
		小林 高光⑤	谷岡 志郎④	道満 祥雄⑤	鳥越 啓史②	長尾 和彦⑦
		中島浩一郎③	三木 康史④	村松 幸男②	母里 靖浩②	山下 豊⑥

〔お名前は、ご承諾を頂いて記載しております。お名前の後の数字は総代への就任回数です。〕（敬称略、五十音順）

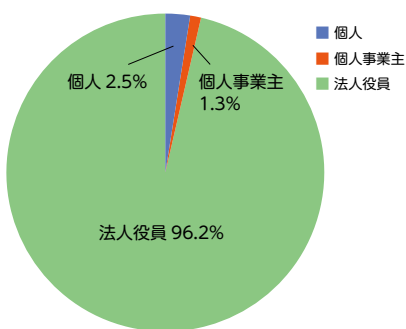
名誉総代

1区 井澤 保 2区 角上 曙禧 3区 池田 晃、福田 幹尚
以上4名

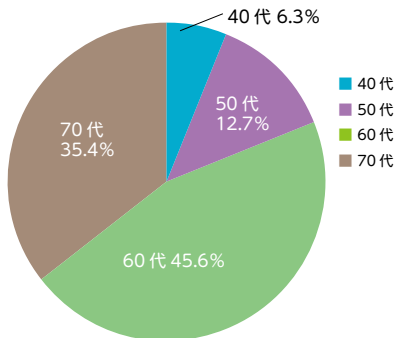
当金庫では、総代を定年により退任された方、かつ長年（原則として5期15年以上）金庫の運営に尽力された方のうち、当金庫が推薦する方に名誉総代の尊称を贈り功績を讃える制度があります。

総代の属性等別構成比

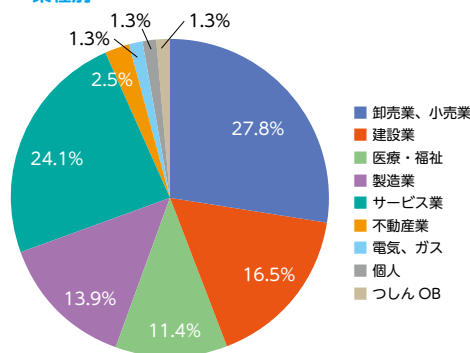
職業別



年齢別



業種別





コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

コンプライアンスの基本方針

当金庫は、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、ゆるぎない信頼を確立するため、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけています。全役職員が守るべき基本事項を定めた「津山信用金庫行動綱領」を制定しているほか、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンス委員会により強固な管理体制や運営態勢を構築しています。

具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、このプログラムに沿って役職員の法令等遵守に対する意識向上を図るほか法令等遵守態勢に対する取組みを強化しています。また、コンプライアンス宣言を作成し朝礼等で全員で唱和することにより、コンプライアンス意識の醸成を図っています。

2011年10月には「私の行動チェック」を制定し、自分の行動を顧みて、コンプライアンスの重要性に対する意識をより強く持ち、法令等遵守に取り組む姿勢を明確にする指針としています。

津山信用金庫行動綱領

1. 津山信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上

コンプライアンス宣言

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土を確立するため、役職員は率先して以下のとおり取り組むことを宣言します。

1. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を行います。
2. 当金庫の役職員は、金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令やルールに関する知識の向上に努めます。
3. 当金庫の役職員は、金庫内のコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはその疑いのある行為に対しては厳正に対処します。



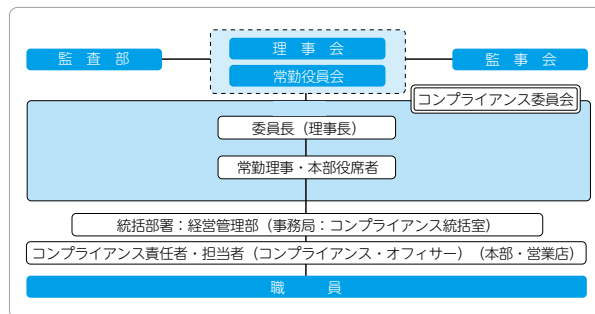


コンプライアンス体制

理事会は、コンプライアンス態勢に関する最終意思決定機関とし、基本方針・遵守規準を定めるとともに、コンプライアンス実践状況や施策等の遵守状況を評価しています。

また、コンプライアンス委員会は、業務執行機関として総合的に計画・検討・評価を行い、経営管理部を統括部署、コンプライアンス統括室を事務局として態勢に関わる企画・立案を行うとともに、指導・教育、苦情・相談への対応を行っています。

さらに、コンプライアンス責任者および担当者（コンプライアンス・オフィサー）を本部・営業店に配置し、所属職員に対する指導、教育などを行っています。万一職員において、法令等違反が発生した事実、またはそのおそれがあることを知ったときは、コンプライアンス・オフィサーに報告することとしているほか、直接報告できるホットラインを設け、内部通報にも適切に対応できる体制を構築しています。



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

以上



個人情報保護への取り組み／金融商品に係る勧誘方針

■ 個人情報保護への取り組み

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、お客様のお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融サービスをご提供するためにあらかじめ利用の目的を明確にしたうえでお客様より個人情報等を取得するとともに、業務上必要な目的の範囲で利用し、お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の相談窓口までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、特定の業務において個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の相談窓口までご連絡ください。

注）本記載事項は、当金庫「個人情報保護宣言」の要旨であり、くわしくはホームページまたはお近くの窓口でご確認願います。

● 個人情報に関する相談窓口

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。





■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ 金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

	津山信用金庫各営業店	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	40ページ参照	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	40ページ参照	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

● 紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会、全国しんきん相談所、または、当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

名 称	全国しんきん相談所	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	岡山弁護士会 岡山仲裁センター
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29
電話番号	(03)3517-5825	(03)3581-0031	(03)3595-8588	(03)3581-2249	086-223-4401
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00



振り込め詐欺への対応／与信取引の説明態勢

振り込め詐欺への対応

2008年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われたお客様のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金の返還手続等を定めた法律です。

振り込め詐欺対策として、当金庫は以下の対応を行っております。

- ・キャッシュカードによる1日あたりの振込限度額および回数の設定ができます。
- ・当金庫ATM待ち受け画面にメッセージで注意喚起をしています。
- ・当金庫ATM利用時に、明細表のメッセージで注意喚起しています。
- ・携帯電話での指示・誘導による還付金詐欺の未然防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用をご遠慮いただいております。
- ・携帯電話を使用されている場合、職員がお声をかけることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・窓口などのお振り込みについて、お振り込みの理由等をおたずねする場合があります。振り込め詐欺を未然に防ぐための確認でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・振り込め詐欺の疑いや不安がある場合は、ご遠慮なくお申し出ください。
- ・万が一振り込め詐欺の被害に遭われた、またはその疑いがある場合などは、お近くの当金庫本支店、または下記の連絡先へ、ご遠慮なくお問い合わせください。
- ・キャッシュカードでの振込および出金機能の利用制限について、近年、全国的に、ATMに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる「振り込め詐欺」、また、高齢者の方からキャッシュカードを騙し取り、ATMで現金を引き出す特殊詐欺被害が急増しています。こうした被害を防止するために岡山県警の要請のもと、緊急対策として、以下のとおりキャッシュカードの利用制限を実施しています。

【キャッシュカード振込機能の利用制限】

(1) 対応内容

キャッシュカードによるATM振込が出来なくなります。

(2) 対象となるお客様

2017年2月末を最初として、毎年2月末で70歳に達し、過去3年間にATM振込のご実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2017年4月3日（月）より

【キャッシュカード出金機能の利用制限】

(1) 対応内容

キャッシュカードによる出金限度額が「1日あたり10万円」となります。

(2) 対象となるお客様

① 2021年3月31日時点で70歳以上、かつ2018年4月1日から2021年3月31日までの過去3年間に、ATMでの出金の利用実績のないお客様

② 2021年4月1日以降、70歳に達した時点で、過去3年間にATMでの出金の利用実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2021年4月20日（火）より

※上記対象のお客様でATMでのお振込または10万円を超えるATMでのご出金をご希望のお客様

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認の上、取り扱いさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる預入れは、従来通り可能です。

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

与信取引の説明態勢

当金庫は、お客様との強固な信頼関係を築くためには、お客様との情報共有の拡大と、相互理解の向上が重要であると考えます。

また、お客様への説明時や情報提供時において、常にお客様の立場に立って、お客様の理解と納得を得ることを目的とした誠実な説明を行うこと、すなわち説明責任を果たすことが不可欠であると考えます。言い換えれば、利用者重視の取り組み態勢が、お客様との強固な信頼関係を築くための大前提であるといえます。

このような考え方から、当金庫では、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を基に、「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」を制定し、各与信取引における具体的な対応を定め、与信取引に関する厳格な説明態勢の構築とその適正化を図っています。





各種リスク管理について



つっしゅ

■ 各種リスク管理について

信用リスク	<p>信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクと認識し、信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量を計測し、ALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。また、信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果について監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。</p>	
市場リスク	<p>市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、安定収益の確保と健全な経営を行うため、安全性を第一とし、流動性、収益性の観点から考慮した運用を行うこととし、たえず市場動向の把握を行い、市場リスクの適正な管理に努めています。</p> <p>市場リスクの評価については、定期的に金利リスク量、為替リスク量および価格変動リスク量を計測し、さらにそれぞれを統合した市場リスク量を計測するほか、株式等有価証券の運用限度額の遵守状況等についてALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。</p>	
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金流出などにより通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」、あるいは市場において不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。</p> <p>当金庫は、日次あるいは月次の資金繰りのモニタリングや厳重な市場動向の把握により、適正な流動性リスク管理に努めており、定期的に支払準備率を算出してALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。</p> <p>また、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制を構築しています。</p>	
オペレーショナルリスク	<p>当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとして定義しています。</p>	
	事務リスク	<p>事務リスクとは、役職員が、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、正確で迅速な事務処理を行うため、規程等の整備のほか、集合研修や事務統括部による臨店指導等により、職員の事務処理能力の向上に努めています。また、監査部が内部監査や自店検査の結果の把握・分析を実施して改善提案を行うほか、改善提案制度により、広く職員から業務・事務の改善策を募ることで、事務レベルの向上や規程の改訂等に活用しています。さらに、事務統括部では、事務エラー情報を収集し、原因分析を行う等、モニタリングを実施しています。</p>
	システムリスク	<p>システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、誤作動や不備等のほか、コンピュータの不正使用、あるいは情報の漏洩や改ざん等により損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、十分なバックアップ体制が構築されたしんきん共同センターのオンラインシステムを利用して業務を行っておりますが、コンピュータ障害等によるシステムダウンへの対応や安全対策として、情報資産保護の基本方針（セキュリティポリシー）を制定しているほか、障害発生時の対応手順を定めています。また、システムへの不正進入防止策を講じるなど、情報の機密性に応じた対策を実施するとともに、お客様の情報の毀損や漏洩を防止するなど、顧客情報の保護に努めています。</p>
	法務リスク	<p>法務リスクとは、コンプライアンス違反行為（法令や金庫内規程などに違反する行為、またその恐れのある行為）や契約書などの法的要件の不備が発生し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、コンプライアンスの基本方針や規程、プログラム、マニュアル等に基づき法令等の遵守態勢を整備するとともに、契約書などの法的要件についてはコンプライアンス統括室がチェックを行い、法務リスクの顕在化の回避、防止を図り法務リスクの極小化に努めています。</p>
	人的リスク	<p>人的リスクとは、人事運営上のトラブルやハラスメントなどの差別行為、および盗難・強盗など外部からの不正行為などに起因して、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、ハラスメントや人事制度上の問題点等について、総務人事部がモニタリングを実施し、情報の収集・分析を行うなど人的リスク管理態勢の充実を図っています。</p>
	有形資産リスク	<p>有形資産リスクとは、金庫が所有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、地震や風水災、火災などにより損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、有形資産リスクが発生した場合に備え、災害発生時等に対応する業務継続計画（BCP）を制定するとともに、必要に応じて訓練を実施し、緊急時にはマニュアルに沿った対応が行われるよう態勢を整備しています。</p>
	風評リスク	<p>風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損害を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、「風評リスク管理規程」を定めるとともに、すべての役職員が対応できるよう態勢を整備しています。また、お客様からの苦情やインターネット等を利用した風評情報などの動向を注視し、評判に影響がある情報の正確な把握と原因の究明を行い、迅速に風評リスクを回避する管理を行っています。</p>

津山信用金庫のあゆみ

主なあゆみ

昭和

- 2年 5月25日 有限責任津山相愛信用組合設立
- 4年 9月12日 有限責任津山信用組合と改称
- 10年 6月27日 東、西出張所を開設
- 18年 7月24日 津山市信用組合に組織変更
- 10月 1日 二宮出張所を開設
- 25年 4月 1日 津山信用組合に名称組織変更
- 26年 8月15日 落合出張所を開設
- 10月20日 信用金庫法にもとづき津山信用金庫と改組し、東、西、二宮、落合各出張所を支店とする。
- 27年 6月26日 久世支店開設
- 33年 5月 6日 本店新築移転
- 37年 2月18日 東支店新築
- 38年 2月17日 西支店新築
- 39年 5月24日 久世支店新築移転
- 41年 3月14日 落合支店新築移転
- 5月18日 林野支店開設
- 42年 5月24日 創立40周年記念式典挙行
- 44年 7月25日 勝山支店開設
- 11月11日 勝山支店新築移転
- 46年 3月29日 本店新築移転
- 4月 6日 中央支店開設
- 51年11月20日 創立50周年記念式典挙行
- 53年 6月26日 二宮支店新築
- 54年12月 3日 北支店開設
- 57年11月 8日 東支店新築移転
- 58年 9月12日 鏡野支店開設
- 59年11月12日 中央支店新築移転
- 61年10月19日 創立60周年記念式典挙行

平成

- 3年 3月25日 高野支店開設
- 4年 3月19日 創立65周年記念事業救急車1台を寄贈(津山市)
- 5年 9月16日 新見信用金庫勝山支店譲受
- 12月13日 久世支店新築移転
- 6年11月 4日 林田支店開設
- 8年 4月 1日 創立70周年記念事業実施
- 9月 5日 創立70周年記念事業救急車3台を寄贈(津山市・英田圏域・真庭消防組合)
- 17日 勝間田支店開設

- 9年12月25日 総預金量1,000億円達成
- 10年10月12日 美作支店(旧名称林野支店)新築移転
- 11年10月25日 一宮支店開設
- 13年 8月 1日 75周年記念事業実施
- 12月 4日 創立75周年記念事業救急車3台を寄贈(津山・英田圏域消防組合・真庭広域連合)
- 17年 4月 1日 津山第一病院共同出張所の開設
- 18年10月 3日 創立80周年記念事業高規格救急車3台を寄贈(津山・美作・真庭の各市)
- 23年 1月17日 落合支店新築移転
- 6月28日 津山信用金庫新経営体制発足
- 12月 5日 中央支店リニューアルオープン
- 24年 6月15日 新・経営理念を制定
- 25年 6月14日 当金庫オリジナルキャラクター「つつし〜・つつし〜な」の制定
- 27年 5月12日 全国信用金庫協会主催「第18回信用金庫社会貢献賞」にて当金庫の「全国公募のしんわ美術展と企画展開催」がFace to Face 賞を受賞
- 29年 2月20日 中央支店を本店へ統合(ATMコーナーはソシオ出張所として引き続き設置)
- 31年 4月18日 「平成30年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に認定され、内閣府特命担当大臣表彰を受賞

令和

- 1年12月16日 旧中央支店を「創業支援」と「UIJターナー者の交流」の場へとリノベーションして誕生した「INN-SECT (インセクト)」オープン(運営主体:レプタイル株)
- 2年 3月23日 一宮支店を北支店内へ店舗内店舗方式として移転(ATMコーナーは東一宮出張所として引き続き設置)
- 3年 5月10日 勝山支店新築移転
- 7月26日 北・一宮支店リニューアルオープン
- 5年 5月 8日 高野支店リニューアルオープン
- 6年 3月25日 林田支店を北支店内へ店舗内店舗方式として移転(ATMコーナーは林田出張所として引き続き設置)
- 6年 9月24日 二宮支店新築移転
- 7年 4月 1日 旧林田支店に創業・移住・事業支援拠点「T-スタ」オープン

これからも役職員一致団結して、
100周年に向かい、
正直に歩んでいきます！





第 99 期通常総代会

資料編

財務諸表	23
経理・経営内容	27
営業の状況	30
預金業務	30
融資業務	30
リスク管理債権及び 金融再生法開示債権	32
経営者保証に関する ガイドラインの活用状況	33
役職員の報酬体系について	33
自己資本充実の状況等について	34
店舗のご案内	43

開示項目一覧

信用金庫法第 89 条に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- ①事業の組織…………… 7
- ②理事及び監事の氏名及び役職名・職員外理事の登用状況… 7
- ③事務所の名前及び所在地…………… 43

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 11～12

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- ①直近の事業年度における事業の概況…………… 3
- ②直近の 5 事業年度における主要な事業の
 状況を示す指標…………… 27
- ③直近の 2 事業年度における事業の状況を
 示す指標…………… 27～28

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制…………… 20、42
- ②法令遵守の体制…………… 15～16
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況… 4
- ④経営者保証に関するガイドラインの活用状況…………… 33
- ⑤金融 ADR 制度への対応…………… 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- ①貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書… 23～26
- ②貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- ・破綻先債権に該当する貸出金…………… 32
- ・延滞債権に該当する貸出金…………… 32
- ・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 32
- ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 32
- ③自己資本の充実について
 金融庁長官が別に定める事項…………… 34～42
- ④次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、
 時価及び評価損益
- ・有価証券…………… 29
- ・金銭の信託…………… 30
- ⑤貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 31
- ⑥貸出金償却の額…………… 31
- ⑦金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、
 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
 について会計監査を受けている場合にはその旨…………… 26
- 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は
 財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官
 が別に定めるもの…………… 33
- 7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸
 表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の
 代表者署名…………… 26



財務諸表

金額・利回りは単位未満切捨て、構成比は四捨五入しています。(以下各表とも同じ)

貸借対照表

科目	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
(資産の部)		
現金	1,961	2,333
預け金	32,127	21,143
買入金銭債権	128	252
金銭の信託	509	508
有価証券	55,817	63,603
地方債	5,541	8,099
社債	33,278	38,088
株式	384	356
その他の証券	16,612	17,060
貸出金	65,978	66,224
割引手形	256	80
手形貸付	1,210	1,238
証書貸付	59,806	59,870
当座貸越	4,706	5,034
その他資産	1,405	1,374
未決済為替貸	57	23
信金中金出資金	902	902
未収収益	226	220
その他の資産	217	228
有形固定資産	1,629	1,660
建物	386	605
土地	923	828
建設仮勘定	172	—
その他の有形固定資産	145	225
無形固定資産	15	22
ソフトウェア	15	22
前払年金費用	106	137
繰延税金資産	157	451
債務保証見返	217	181
貸倒引当金	△ 527	(△ 468)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 444)	(△ 408)
資産の部合計	159,527	157,425

科目	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
(負債の部)		
預金積金	150,841	149,652
当座預金	1,549	1,250
普通預金	87,423	87,272
貯蓄預金	378	370
定期預金	58,824	57,932
定期積金	2,231	2,022
その他の預金	434	803
借入金	398	360
借入金	398	360
その他負債	251	292
未決済為替借	50	28
未払費用	51	73
給付補填備金	0	0
未払法人税等	—	31
前受収益	13	20
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	1	1
職員預り金	99	94
その他の負債	34	41
賞与引当金	69	67
役員退職慰労引当金	73	85
偶発損失引当金	7	8
債務保証	217	181
負債の部合計	151,859	150,649
(純資産の部)		
出資金	599	599
普通出資金	599	599
利益剰余金	7,388	7,566
利益準備金	599	599
その他利益剰余金	6,789	6,966
特別積立金	6,200	6,600
当期末処分剰余金	589	366
会員勘定合計	7,988	8,166
その他有価証券評価差額金	△ 319	△ 1,390
評価・換算差額等合計	△ 319	△ 1,390
純資産の部合計	7,668	6,776
負債及び純資産の部合計	159,527	157,425

(貸借対照表注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 22年～50年
 その他 5年～10年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要留意先」という)のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権(3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)がある債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要留意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に依りて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は146百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
 過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により費用処理
 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により翌事業年度から費用処理
なお、当事業年度末においては年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務費





用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しており、当該超過額（137百万円）を前払年金費用として計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2024年3月31日現在）	0.1177%
------------------------------------	---------

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 468百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、最近のエネルギー、原材料調達コストの上昇から企業を取り巻く経営環境の不確実性は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額815百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額2,563百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 176百万円 |
| 危険債権額 | 1,424百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 15百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 135百万円 |
| 合計額 | 1,752百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は80百万円であり

ます。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	1,000百万円
有価証券	1,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	308百万円
借入金	360百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金1,204百万円を差し入れております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は460百万円であります。

- 出資1口当たりの純資産額564円88銭

- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM・リスク管理委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク及び為替リスク）の適切な把握・管理を図るために、市場リスク管理規程に、リスク管理方法や手続等を明記しており、「統合VaR」による市場リスク量を計測し、ALM・リスク管理委員会で検討を行っております。

日常的には資金運用室において金利感応度分析や為替感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM・リスク管理委員会に報告しております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM・リスク管理委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、資金運用室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、2025年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,799百万円です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	21,143	20,469	△ 673
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,081	7,445	△ 636
その他有価証券 (*2)	55,264	55,264	—



財務諸表

(3) 貸出金 (*1)	66,224		
貸倒引当金 (*3)	△ 468		
	65,756	65,965	210
金融資産計	150,245	149,144	△ 1,100
(1) 預金積金 (*1)	149,652	149,115	△ 537
(2) 借入金 (*1)	360	362	2
金融負債計	150,013	149,477	△ 535

- (注1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (注2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。自金庫保証付私債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	254
組合出資金 (*2)	3
信金中金出資金 (*2)	902
その他の出資金 (*2)	1
合計	1,161

(注1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 組合出資金・信金中金出資金・その他の出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	4	4,230	1,400	6,800
有価証券				
満期保有目的の債券	189	698	815	6,377
その他有価証券のうち満期があるもの	4,744	21,638	9,694	15,161

貸出金 (*2)	8,419	22,809	14,639	14,597
合計	13,356	49,376	26,549	42,935

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	130,481	17,907	1,078	184
借入金	28	276	25	30
合計	130,509	18,183	1,103	214

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券

種類	(単位:百万円)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの			
国債	—	—	—
地方債	321	323	1
社債	4	4	0
その他	—	—	—
小計	325	327	1
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの			
国債	—	—	—
地方債	5,412	4,933	△ 478
社債	1,843	1,716	△ 127
その他	500	467	△ 32
小計	7,756	7,117	△ 638
合計	8,081	7,445	△ 636

その他有価証券

種類	(単位:百万円)		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	60	53	7
債券	2,027	2,008	19
国債	—	—	—
地方債	717	707	10
社債	1,309	1,300	9
その他	3,590	3,397	192
小計	5,678	5,459	219
株式	41	55	△ 14
債券	36,578	37,784	△ 1,206
国債	—	—	—
地方債	1,647	1,693	△ 45
社債	34,930	36,091	△ 1,160
その他	12,965	13,778	△ 812
小計	49,585	51,618	△ 2,032
合計	55,264	57,077	△ 1,813

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	(単位:百万円)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	40	14	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	40	14	—

25. 運用目的の金銭の信託

	(単位:百万円)	
運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	508	△ 0

26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11,611百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが5,042百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の



直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	77百万円
減価償却費	34百万円
減損損失	52百万円
賞与引当金	18百万円
有価証券償却	5百万円
偶発損失引当金	2百万円
その他有価証券評価差額金	512百万円

損益計算書

(単位：千円)		
科目	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	2,171,137	2,234,700
資金運用収益	1,779,831	1,974,244
貸出金利息	1,018,200	1,012,047
預け金利息	137,950	154,403
有価証券利息配当金	596,834	770,424
その他の受入利息	26,845	37,369
役務取引等収益	164,112	159,889
受入為替手数料	60,937	59,826
その他の役務収益	103,174	100,063
その他業務収益	84,731	28,517
その他の業務収益	84,731	28,517
その他経常収益	142,462	72,048
貸倒引当戻入益	83,949	32,426
償却債権取立益	14,138	7,964
株式等売却益	23,569	14,426
金銭の信託運用益	20,804	17,160
その他の経常収益	1	69
経常費用	1,632,109	1,834,777
資金調達費用	18,482	106,552
預金利息	10,932	99,385
給付補填備金繰入額	377	500
借入金利息	6,648	6,159
その他の支払利息	524	506
役務取引等費用	197,895	204,040
支払為替手数料	15,259	15,530
その他の役務費用	182,636	188,509
その他業務費用	3,437	2,283
国債等債券償還損	2,630	—
その他の業務費用	807	2,283
経費	1,400,631	1,508,332
人件費	861,135	870,412
物件費	486,467	549,745
税金	53,027	88,175
その他経常費用	11,663	13,568
株式等売却損	26	—
株式等償却	4,939	—
その他の経常費用	6,696	13,568
経常利益	539,027	399,922
特別利益	—	227
固定資産処分益	—	227
特別損失	2,599	145,775
固定資産処分損	2,599	18,916
減損損失	—	126,859
税引前当期純利益	536,428	254,373
法人税、住民税及び事業税	28,174	61,890
法人税等調整額	68,745	2,322
法人税等合計	96,920	64,213
当期純利益	439,507	190,160
繰越金(当期首残高)	149,944	176,770
当期末処分剰余金	589,452	366,930

その他	37百万円
繰延税金資産小計	741百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△251百万円
評価性引当額小計	△251百万円
繰延税金資産合計	489百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	38百万円
繰延税金負債合計	38百万円
繰延税金資産の純額	451百万円

(損益計算書注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 15円85銭
- 当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
岡山県	営業用不動産	土地建物等	126,859

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当金庫は、グルーピングの単位を営業店単位としております。また、本部等金庫全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.15%で割り引いて算定しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)		
科目	2024年3月期	2025年3月期
当期末処分剰余金	589,452,205	366,930,629
前期繰越金	149,944,617	176,770,232
当期純利益	439,507,588	190,160,397
剰余金処分額	412,681,973	212,032,484
利益準備金	709,000	41,500
普通出資に対する配当金(年2%)	11,972,973	11,990,984
特別積立金	400,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	176,770,232	154,898,145

会計監査人の監査

当金庫の2025年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、2025年5月20日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2025年3月期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月24日

津山信用金庫

理事長 寺尾 由久





最近5年間の主な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	1,975	1,957	2,104	2,171	2,260
経常利益	195	303	470	539	399
当期純利益	205	321	505	439	190
出資総額	596	598	599	599	599
出資総口数(千口)	11,938	11,974	11,980	11,995	11,995
純資産総額	7,294	7,301	7,083	7,668	6,776
総資産総額	162,757	163,350	157,546	159,527	157,425
預金積金残高	147,078	147,225	149,514	150,841	149,652
貸出金残高	70,714	68,282	68,294	65,978	66,224
有価証券残高	40,477	43,297	48,462	55,817	63,603
単体自己資本比率(%)	10.61	11.23	11.13	10.98	10.68
出資に対する配当金(円)	11,868,945	11,944,181	11,978,476	11,972,973	11,990,984
(出資1口当たり)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)
役員数(人)	12	12	11	11	13
常勤役員数(人)	7	6	5	5	7
職員数(人)	138	137	129	129	126
会員数(人)	11,303	11,316	11,305	11,252	11,296

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

	2024年3月期	2025年3月期
資金運用収支	1,761,411	1,868,051
資金運用収益	1,779,831	1,974,244
資金調達費用	18,420	106,192
役員取引等収支	△ 33,783	△ 44,150
役員取引等収益	164,112	159,889
役員取引等費用	197,895	204,040
その他業務収支	81,293	26,233
その他業務収益	84,731	28,517
その他業務費用	3,437	2,283
業務粗利益	1,808,921	1,850,134
業務粗利益率	1.15	1.19

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託等運用見合費用(2024年3月期62千円、2025年3月期359千円)を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

利益率

(単位：%)

	2024年3月期	2025年3月期
総資産経常利益率	0.33	0.25
総資産当期純利益率	0.27	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率
=経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

利鞘

(単位：%)

	2024年3月期	2025年3月期
資金運用利回	1.13	1.27
資金調達原価率	0.92	1.08
総資金利鞘	0.20	0.19

(注) 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

業務純益

(単位：千円)

	2024年3月期	2025年3月期
業務純益	418,386	330,507
実質業務純益	418,386	330,507
コア業務純益	421,016	330,507
コア業務純益 (投信解約益除く)	421,016	330,507

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。





受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2024年3月期			2025年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	41,404	67,287	108,691	64,560	119,328	183,889
うち貸出金	△ 18,158	△ 618	△ 18,776	△ 15,938	9,784	△ 6,153
うち預け金	△ 5,220	54,653	49,433	△ 16,907	33,361	16,453
うち有価証券	64,783	13,252	78,035	97,407	76,182	173,589
支払利息	248	387	634	△ 587	88,675	88,087
うち預金積金	83	1,001	1,084	△ 128	88,704	88,576
うち借入金	164	△ 614	△ 450	△ 459	△ 28	△ 488

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
資金運用勘定	157,249	154,928	1,779	1,974	1.13	1.27
うち貸出金	66,370	65,356	1,018	1,012	1.53	1.55
うち預け金	36,823	27,043	137	154	0.37	0.57
うち有価証券	53,219	61,358	596	770	1.12	1.26
資金調達勘定	152,065	150,294	18	106	0.01	0.07
うち預金積金	152,065	150,321	11	99	0.01	0.07
うち借入金	409	381	6	6	1.62	1.62

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2024年3月期0百万円、2025年3月期0百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合い額の平均残高（2024年3月期514百万円、2025年3月期509百万円）及び利息（2024年3月期62千円、2025年3月期359千円）をそれぞれ控除して表示しております。

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	2024年3月期								2025年3月期							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	1,297	1,425	438	332	331	1,715	—	5,541	1,234	385	513	432	489	5,043	—	8,099
社債	3,582	5,213	6,380	2,370	4,923	10,807	—	33,278	2,700	10,155	5,070	5,228	1,704	13,229	—	38,088
株式	—	—	—	—	—	—	384	384	—	—	—	—	—	—	356	356
外国証券	799	1,893	3,847	600	1,530	3,605	1,890	14,166	999	3,057	2,930	683	1,860	3,266	1,871	14,668
その他の証券	—	82	141	—	113	—	2,108	2,445	—	85	142	112	—	—	2,051	2,390

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	2024年3月期	2025年3月期
国債	—	—
地方債	5,052	6,750
社債	31,220	36,864
株式	377	367
外国証券	14,366	15,039
その他の証券	2,202	2,336
合計	53,219	61,358



経理・経営内容

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	2024年3月期			2025年3月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	914	926	12	321	323	1
社債	124	124	0	4	4	0
その他	200	200	0	—	—	—
小計	1,238	1,251	13	325	327	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	1,885	1,826	△ 59	5,412	4,933	△ 478
社債	123	122	△ 0	1,843	1,716	△ 127
その他	200	190	△ 9	500	467	△ 32
小計	2,208	2,139	△ 69	7,756	7,117	△ 638
合計	3,446	3,390	△ 56	8,081	7,445	△ 636

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	2024年3月期			2025年3月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
株式	101	73	27	60	53	7
債券	14,139	13,953	186	2,027	2,008	19
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	2,641	2,609	31	717	707	10
社債	11,498	11,343	154	1,309	1,300	9
その他	5,261	4,901	359	3,590	3,397	192
小計	19,501	18,928	573	5,678	5,459	219
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
株式	29	35	△ 5	41	55	△ 14
債券	21,633	22,069	△ 435	36,578	37,784	△ 1,206
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	99	99	△ 0	1,647	1,693	△ 45
社債	21,533	21,969	△ 435	34,930	36,091	△ 1,160
その他	10,946	11,524	△ 577	12,965	13,778	△ 812
小計	32,609	33,628	△ 1,019	49,585	51,618	△ 2,032
合計	52,111	52,556	△ 445	55,264	57,077	△ 1,813

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
非上場株式	254	254
組合出資金	5	3
信金中央金庫出資金	902	902
その他の証券	1	1
合計	1,163	1,161

預証率

預金がどれだけ有価証券として運用されているのかを示す割合です。
(単位：百万円、%)

	2024年3月期	2025年3月期
有価証券(期末残高) (A)	55,817	63,603
預金(期末残高) (B)	150,841	149,652
預証率 (A/B)	37.00	42.50
期中平均	35.00	40.82

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

金融先物取引

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

先物外国為替取引

該当ありません。

オプション取引

該当ありません。

有価証券先物取引

該当ありません。





営業の状況



つしへな

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2024年3月期		2025年3月期	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
509	△ 5	508	△ 0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

預金業務

預金・譲渡性預金平均残高

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高です。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
流動性預金	89,012	88,555
うち有利息預金	82,819	82,738
定期性預金	62,647	61,328
うち固定金利定期預金	60,278	59,151
うち変動金利定期預金	89	80
その他	406	437
計	152,065	150,321
譲渡性預金	—	—
合計	152,065	150,321

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高です。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
定期預金残高	58,824	57,932
固定金利定期預金	58,510	57,659
変動金利定期預金	83	77
その他	229	195

預貸率

預金がどれだけ貸出金として運用されているのかを示す割合です。

(単位：百万円、%)

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金 (期末残高) (A)	65,978	66,224
預金 (期末残高) (B)	150,841	149,652
預貸率 (A/B)	43.74	44.25
期中平均	43.64	43.47

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

融資業務

貸出金平均残高

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高です。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
手形貸付	1,135	976
証書貸付	61,227	60,146
当座貸越	3,796	4,050
割引手形	212	182
合計	66,370	65,356

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高です。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金	65,978	66,224
うち固定金利	49,405	49,826
うち変動金利	16,573	16,395



営業の状況

融資業務

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2024年3月期			2025年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	125	4,068	6.16	127	3,757	5.67
農業、林業	25	858	1.30	28	1,353	2.04
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	174	3,022	4.58	173	3,436	5.18
電気・ガス・熱供給・水道業	17	490	0.74	17	433	0.65
情報通信業	1	3	0.00	2	3	0.00
運輸業、郵便業	27	791	1.19	27	672	1.01
卸売業、小売業	192	4,669	7.07	189	4,570	6.90
金融業、保険業	5	296	0.44	8	1,818	2.74
不動産業	126	5,935	8.99	122	5,989	9.04
物品賃貸業	2	17	0.02	1	13	0.01
学術研究、専門・技術サービス業	11	190	0.28	11	153	0.23
宿泊業	11	116	0.17	10	113	0.17
飲食業	81	685	1.03	73	607	0.91
生活関連サービス業、娯楽業	65	1,262	1.91	66	1,124	1.69
教育、学習支援業	8	1,119	1.69	12	1,077	1.62
医療、福祉	54	2,483	3.76	52	2,829	4.27
その他のサービス	154	2,541	3.85	152	2,572	3.88
小計	1,078	28,553	43.27	1,070	30,526	46.09
地方公共団体	16	13,703	20.76	15	12,424	18.76
個人	4,836	23,722	35.95	4,730	23,273	35.14
合計	5,930	65,978	100.00	5,815	66,224	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年3月期	94	83	—	94	83
	2025年3月期	83	59	—	83	59
個別貸倒引当金	2024年3月期	716	444	—	716	444
	2025年3月期	444	408	—	444	408
合計	2024年3月期	810	527	—	810	527
	2025年3月期	527	468	—	527	468

貸出金償却額

(単位：千円)

2024年3月期	199,324
2025年3月期	26,298

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
	残高	残高
消費者ローン	5,116	5,122
住宅ローン	16,896	16,513

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2024年3月期		2025年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	31,280	47.41	31,139	47.02
運転資金	34,698	52.59	35,084	52.98
合計	65,978	100.00	66,224	100.00





融資業務

貸出金担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
当金庫預金積金	705	766
有価証券	—	—
動産	46	41
不動産	9,809	10,114
その他	—	—
計	10,562	10,922
信用保証協会・信用保険	13,281	13,774
保証	18,908	17,460
信用	23,226	24,066
合計	65,978	66,224

債務保証見返りの担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	42	38
その他	—	—
計	42	38
信用保証協会・信用保険	200	100
保証	229	198
信用	305	304
合計	777	641

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分	(単位：百万円、%)	
	2024年3月期	2025年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	235	176
危険債権	1,356	1,424
要管理債権	165	151
三月以上延滞債権	28	15
貸出条件緩和債権	137	135
小計 (A)	1,758	1,752
保全額 (B)	1,643	1,644
個別貸倒引当金 (C)	444	408
一般貸倒引当金 (D)	24	16
担保・保証等 (E)	1,174	1,218
保全率 (B) / (A) (%)	93.46%	93.83%
引当率 (C + D) / (A - E) (%)	80.31%	79.74%
正常債権 (F)	65,054	65,162
総与信残高 (A) + (F)	66,812	66,915

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。



経営者保証に関するガイドラインの活用状況

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年3月期
新規に無保証で融資した件数	87
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.68%
保証契約を解除した件数	12
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0

役職員の報酬体系について

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支給する「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支給しております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	85

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」72百万円、「退任慰労金」12百万円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。





自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)



自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。
当金庫の2025年3月期の自己資本比率は10.68%で国内基準の4%を大きく上回る水準にあります。

自己資本調達手段の概要

2025年3月期の自己資本額(8,101百万円)は、主にこれまでの利益から長年積み立ててきた特別積立金等の利益剰余金(7,554百万円)と、地域のお客様からの(普通)出資金(599百万円)等により構成されています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2024年3月期	2025年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,976	8,154
うち、出資金及び資本剰余金の額	599	599
うち、利益剰余金の額	7,388	7,554
うち、外部流失予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎控除項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	8,066	8,222
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	22
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	22
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	77	99
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (B)	93	121
自己資本		
自己資本の額 [(A) - (B)] = (C)	7,972	8,101
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,003	72,816
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,547	3,036
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	72,551	75,852
自己資本比率		
自己資本比率 (C/D)	10.98%	10.68%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保の積上げ等を行うことで自己資本を充実させてきており、経営の健全性、安全性を十分保っているものと評価しています。今後も、安定した収益を確保し、内部留保による資本の積上げに努めて参ります。

(単位：百万円)

●自己資本の充実度に関する事項

	2024年3月期		2025年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	69,003	2,760	72,816	2,912
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	64,774	2,590	68,725	2,749
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	548	21	597	23
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	110	4	143	5
地方三公社向け	80	3	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,673	226	6,171	246
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	809	32
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	29,745	1,189	19,539	781
中小企業等向け及び個人向け	13,454	538	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	7,552	302
トランザクター向け	—	—	313	12
抵当権付住宅ローン	2,354	94	—	—
不動産取得等事業向け	34	1	—	—
不動産関連向け	—	—	13,786	551
自己居住用不動産等向け	—	—	4,040	161
賃貸用不動産向け	—	—	4,298	171
事業用不動産関連向け	—	—	5,432	217
その他不動産関連向け	—	—	14	0
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	8,952	358
三月以上延滞等	274	10	—	—
延滞等向け	—	—	767	30
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	112	4
取立未済手形	11	0	4	0
信用保証協会等による保証付	316	12	467	18
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	369	14	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	515	20
上記以外	11,800	472	10,036	401
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,750	110	4,000	160
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,149	85	2,129	85
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	152	6	1,199	47
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,748	269	2,707	108
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,228	169	4,090	163
ルック・スルー方式	4,228	169	4,090	163
マंडレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を 8%で除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	3,547	141	3,036	121
BI	—	—	2,024	—
BIC	—	—	242	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	72,551	2,902	75,852	3,034

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向け)を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、標準的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

資料編



つし〜



信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

基本的な考え方

信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、地元中小零細企業・事業者などへの融資を経営の基本方針とし、小口多数によるリスク分散により同一業種や同一取引先等に対する過度の与信集中は回避するなど、与信業務にかかる基本的理念や手続等について規程等を定め、金庫役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を整備しています。また、与信案件の個別審査については、営業部門から独立した審査管理部が行い、信用格付・保全・資金使途・返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断することにより、信用リスクの軽減に努めています。

信用リスク管理態勢

信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量の計測、与信限度額の遵守状況、業種別・大口先与信状況などの分析結果をALM・リスク管理委員会と協議・検討するとともに、厳格な自己査定を行った結果を自己査定委員会で評価し、それぞれ経営陣に報告する態勢を整備しています。

信用リスク量・信用コスト

上記で計測される信用リスク量は、「統合的リスク管理」として計量化を図っており、定期的にVaR（バリュアットリスク）【一定期間に一定確率で発生する最大損失想定額】を用いて計測しています。また、自己資本比率規制の第2の柱における信用集中リスクとして、地方公共団体等を除く大口与信先上位20先内の要管理先以下の先における未保全額を定期的に算出し、自己資本に対する影響を分析するなど、さまざまな角度から信用リスクの分析・評価を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果については監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛け目のことです。当金庫は、自己資本比率の算定に当たり、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。そのため、保有する資産の一部について下記の格付機関を使用しています。

《格付機関》

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2024.3	2025.3	2024.3	2025.3	目的使用		その他		2024.3	2025.3	2024.3	2025.3
製造業	350	284	284	260	—	—	350	284	284	260	—	—
農業、林業	—	—	—	8	—	—	—	—	—	8	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	31	21	21	14	—	—	31	21	21	14	20	5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	168	38	38	28	—	—	168	38	38	28	128	11
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	23	23	23	21	—	—	23	23	23	21	—	—
飲食業	15	9	9	8	—	—	15	9	9	8	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	93	44	44	39	—	—	93	44	44	39	33	—
その他のサービス	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	33	22	22	27	—	—	33	22	22	27	16	8
合計	716	444	444	408	—	—	716	444	444	408	199	26

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 《地域別、業種別及び残存期間別》

(単位:百万円)

地域、業種、期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	2024.3	2025.3	2024.3	2025.3	2024.3	2025.3	2024.3	2025.3		
国内	144,233	145,128	66,812	68,728	38,819	48,074	—	—	348	1,804
国外	12,276	12,591	—	—	12,276	12,591	—	—	—	—
地域別合計	156,509	157,719	66,812	68,728	51,096	60,665	—	—	348	1,804
製造業	14,893	14,613	4,255	3,959	10,594	10,619	—	—	20	603
農業、林業	865	1,366	865	1,366	—	—	—	—	—	20
漁業	—	199	—	—	—	199	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,809	5,105	3,760	4,160	1,049	944	—	—	16	195
電気・ガス・熱供給・水道業	6,301	7,489	518	444	5,775	7,040	—	—	—	—
情報通信業	1,221	1,430	5	5	1,164	1,398	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,969	4,231	798	682	3,149	3,527	—	—	55	75
卸売業、小売業	8,039	8,817	4,890	4,848	3,144	3,954	—	—	56	250
金融業、保険業	46,846	39,783	298	1,832	12,632	15,004	—	—	—	—
不動産業	10,149	11,195	6,252	6,282	3,764	4,764	—	—	—	1
物品賃貸業	19	715	17	13	—	699	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	225	189	225	189	—	—	—	—	—	—
宿泊業	149	146	119	116	—	—	—	—	—	42
飲食業	857	790	857	790	—	—	—	—	16	83
生活関連サービス業、娯楽業	1,451	1,363	1,451	1,363	—	—	—	—	—	63
教育、学習支援業	1,145	1,092	1,145	1,092	—	—	—	—	—	0
医療、福祉	2,606	2,986	2,586	2,967	—	—	—	—	0	84
その他のサービス	3,017	3,196	2,726	2,797	290	398	—	—	50	6
国・地方公共団体	23,249	24,550	13,718	12,437	9,531	12,113	—	—	—	—
個人	22,317	23,378	22,317	23,378	—	—	—	—	133	376
その他	4,373	5,077	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	156,509	157,719	66,812	68,728	51,096	60,665	—	—	348	1,804
1年以下	18,332	12,122	6,447	7,167	5,679	4,949	—	—	—	—
1年超3年以下	12,950	23,180	3,356	5,148	8,532	13,745	—	—	—	—
3年超5年以下	18,303	15,714	7,565	6,987	10,666	8,697	—	—	—	—
5年超7年以下	11,941	14,035	8,638	6,663	3,302	6,603	—	—	—	—
7年超10年以下	18,187	16,192	9,901	11,241	6,786	4,150	—	—	—	—
10年超	53,326	60,098	30,798	30,778	16,128	22,519	—	—	—	—
期間の定めのないもの	23,467	16,375	105	740	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	156,509	157,719	66,812	68,728	51,096	60,665	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額		告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2024年3月期			2025年3月期			
	格付有り	格付無し		CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス 資産項目	CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
0	—	42,102	40%未滿	78,970	3,845	12	79,391
10	—	4,579	40%~70%	36,440	11,455	10	36,969
20	14,017	19,204	75%	10,537	1,976	12	10,208
35	—	6,156	80%	—	—	—	—
50	23,232	89	85%	5,027	1,769	32	4,670
75	—	17,201	90%~100%	4,526	835	4	4,468
100	8,703	19,960	105%~130%	6,178	—	0	6,104
150	—	158	150%	6,995	8	10	6,894
250	—	1,104	250%	515	—	0	515
その他	—	—	400%	—	—	—	—
合計	156,509	—	1,250%	—	—	—	—
			その他	—	—	—	—
			合計	149,191	19,890	12	149,223

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実行する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。



●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	2,333	—	2,333	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,490	—	7,490	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,195	—	1,195	—	597	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,571	—	20,571	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,438	—	1,438	—	143	10
地方三公社向け	400	—	400	—	80	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,481	—	25,481	—	6,171	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,797	—	2,797	—	809	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	39,584	2,489	38,650	568	19,539	50
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,027	17,224	14,503	1,129	7,552	48
トランザクター向け	—	13,932	—	834	313	38
不動産関連向け	20,962	—	20,675	—	13,786	67
自己居住用不動産等向け	9,763	—	9,747	—	4,040	41
賃貸用不動産向け	5,909	—	5,862	—	4,298	73
事業用不動産関連向け	5,264	—	5,041	—	5,432	108
その他不動産関連向け	25	—	24	—	14	60
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,968	—	5,968	—	8,952	150
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	687	52	675	5	767	113
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	174	—	174	—	112	64
取立未済手形	23	—	23	—	4	20
信用保証協会等による保証付	7,337	124	7,337	84	467	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	515	—	515	—	515	100
合計					58,689	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。





自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

資料編

資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)

	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
2024年度																	
現金	2,333	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,490	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,195	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,571	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,438	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	16,881	—	7,601	—	—	—	—	—	—	998	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,099	—	1,297	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	5,575	—	—	—	—	—	—	—	—	20,014	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	638	226	1,640	—	389	—	641	5	1,006	547	—	791	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	638	226	922	—	—	—	641	—	—	547	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	717	—	389	—	—	5	1,006	—	—	767	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,748	4,673	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	33,143	6,112	—	23,518	226	9,241	—	389	—	641	5	1,840	22,777	—	791	—	—



っし〜



●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他		
2024年度																	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,333
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,490
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,195
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,571
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,438
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,481
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,797
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	5,556	—	4,710	—	—	3,362	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,218
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13,884	—	—	—	—	914	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,633
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834
不動産関連向け	7,332	310	—	—	463	—	—	2,680	3,446	—	—	556	—	—	—	—	20,675
自己居住用不動産等向け	6,756	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,747
賃貸用不動産向け	—	295	—	—	—	—	—	2,680	—	—	—	—	—	—	—	—	5,862
事業用不動産関連向け	575	—	—	—	463	—	—	—	3,446	—	—	556	—	—	—	—	5,041
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,968	—	—	—	5,968
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	122	—	—	—	—	536	—	—	—	—	680
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	174	—	—	—	—	—	—	—	—	—	174
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,421
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	515	—	—	—	515
合計	7,332	19,751	—	4,710	463	—	4,574	2,680	3,446	—	—	7,061	515	—	—	—	149,223

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

資料編

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当し、当金庫においては以下の手法により信用リスクの軽減を図っています。

- ①適格金融資産担保として、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛け込み残高を範囲内としています。なお、融資の取り上げに際し、担保または保証に過度に依存しないような取り組み姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、担保や保証に係るご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。
- ②貸出金と当金庫預金の相殺として、信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に、貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金で、貸出金の残存期間を上回る預金についてのみ対象としています。
- ③保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該法人等のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法			
	適格金融資産担保		保証	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	844	1,745	5,698	17,701

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

オペレーショナル・リスク管理について

リスク管理に関する方針・手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫における事務手続上の事故やシステム障害ならびに役職員の不適切な活動などのほか、外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとしています。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき各リスクの管理手法・手続などの管理規程等を定めるとともに、各リスクの管理部署がリスク顕在化の未然防止及びリスク発生時の影響度の極小化に向けた管理を行う態勢を構築しています。

また、オペレーショナル・リスクの評価については、各主管部署は所管のリスクについて定期的に分析・評価・検討を行うこととし、その結果は、A L M・リスク管理委員会に報告され、今後の対策等について協議・検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- ・当金庫では、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2024年度計数)
- ・当金庫では、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2023年度計数)

出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式については、市場価格の変動により資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式については、財務諸表や運用報告を基に適時評価を実施する等、内部規程に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、VaRにより計測を行い、金利リスクと併せて、定期的にA L M・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。

出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表上額および時価

(単位：百万円)

区分	2024年3月期		2025年3月期	
	貸借対照表上額	時価	貸借対照表上額	時価
上場株式等	678	678	532	532
非上場株式等	1,163	1,163	1,161	1,161
合計	1,841	1,841	1,694	1,694

(注) 上場株式等は、上場株式のほか、信金中央金庫優先出資金です。
非上場株式等は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金、組合出資金等です。



っしゅ



●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
評価損益	115	△31

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却益	売却損	償却
出資等	2024年3月期	23	—	4
エクスポージャー	2025年3月期	14	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,442	4,458
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番	項目	Δ E V E		Δ N I I	
		2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	3,675	4,196	27	82
2	下方パラレルシフト	0	0	22	0
3	スティープ化	2,984	3,518		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	429	422		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,675	4,196	27	82
		2024年3月期		2025年3月期	
8	自己資本の額	7,972		8,101	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項（各種リスク管理について）」の項目に記載しております。

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、銀行勘定における資産・負債が、市場金利の変動によって受ける現在価値の変化や、将来の収益等に影響を受けるリスクをいいます。当金庫では、金利変動に伴う、収益や資本への影響は極めて重要な課題であると認識しており、経営体力を勘案したうえで適切な資産・負債管理を行うことを基本方針としています。また、当金庫では、資産・負債管理において、単に「守り」（リスクの把握・コントロール）だけでなく、「攻め」（利潤の追求）のバランスが重要であることを認識し、収益を確保するためには、一定の金利リスクを引き受け、コントロールしていくべきものだと考えます。

なお、主管部門は金利リスク量をVaRにより計測し、毎月のALM・リスク管理委員会で協議検討するとともに経営陣へ報告する体制を整備しています。

●銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

開示公告に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) I R R B Bの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (6) I R R B Bの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

津山信用金庫のネットワーク

店舗のご案内

窓口は、午前9時から午後3時まで営業いたしております。
 当金庫本店のATMコーナーは、午前8時から午後8時までお取り扱い
 しております（正月三が日を除く土・日・祝も稼働しています）。
 なお、2017年7月より、営業区域が岡山県全域になりました。
 また、西支店・落合支店・勝山支店・勝間田支店は、午前9時から午前
 11時30分、午後0時30分から午後3時までの営業です。

※午後3時閉店以降も職員が直接対応させていただきます。午後3時閉店以降は、お電話をいただくか、店舗裏口のインターホン
 でお呼びください。
 ただし、ATM以外での現金を伴うお取引
 （出金、入金、両替等）は対応できません。



津山信用金庫営業店舗等一覧

- **津山市**
 - 本店 津山市山下 30-15 ☎(0868) 22-4122
 - 西支店 津山市宮脇町 14 ☎(0868) 22-7161
 - 北支店 津山市北園町 8-14 ☎(0868) 23-4131
 - 林田支店 津山市北園町 8-14 ☎(0868) 23-4131
 - 一宮支店 津山市北園町 8-14 ☎(0868) 23-4131
（※林田支店、一宮支店は北支店の店舗内店舗）
 - 高野支店 津山市高野本郷 1269-9 ☎(0868) 26-0500
 - 東支店 津山市川崎 126-10 ☎(0868) 26-6161
 - 二宮支店 津山市二宮 2156-1 ☎(0868) 28-0258
- **苫田郡**
 - 鏡野支店 苫田郡鏡野町寺元 381 ☎(0868) 54-3333
- **真庭市**
 - 落合支店 真庭市落合垂水 187 ☎(0867) 52-1155
 - 久世支店 真庭市久世 2852-7 ☎(0867) 42-1128
 - 勝山支店 真庭市勝山 819-3 ☎(0867) 44-2648
- **美作市**
 - 美作支店 美作市明見 2-1 ☎(0868) 72-0190
- **勝田郡**
 - 勝間田支店 勝田郡勝央町岡 244-7 ☎(0868) 38-7050
- **創業・移住・事業支援拠点**
 - T-スタ 津山市林田 76-8 ☎(0868)24-1311

〔お客さま相談コール〕

0120 - 317 - 347

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

キャッシュサービスコーナー

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●津山市役所出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市山北
平日9:00～17:00
平日のみの稼働 ●林田出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市林田
平日 8:00～20:00
土・日・祝 8:00～20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ●津山中央病院出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市川崎
平日 9:00～19:00
土・日・祝 9:00～17:00 ●アルネ津山出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市新魚町
平日 10:00～19:00
土・日・祝 10:00～19:00 | <ul style="list-style-type: none"> ●ソシオ出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市二階町
平日 8:00～20:00
土・日・祝 8:00～20:00 ●ザ・ビッグ津山平福出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市平福
平日 9:00～20:00
土・日・祝 9:00～20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ●東一宮出張所
キャッシュサービスコーナー
津山市東一宮
平日 8:00～20:00
土・日・祝 8:00～20:00 ●イオンモール津山店
キャッシュサービスコーナー
津山市河辺
平日 9:00～21:00
土・日・祝 9:00～21:00 |
|---|--|---|--|

※ソシオ出張所は2025年9月30日(火)で営業終了致します。

- ・しんきんゼロネットサービス
当金庫のキャッシュカードは、**全国の信用金庫ATM**での入出金手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）
- ・おかやまATMネットサービス
当金庫のキャッシュカードは、**中国銀行・トマト銀行・笠岡信用組合のATM**での出金手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）

キャッシュカード等盗難・紛失の24時間受付について

キャッシュカード、通帳、印鑑を紛失した場合など、お近くの津山信用金庫本店へすぐご連絡ください。不正使用されないように速やかにお手続きいたします。

なお、平日の8時30分から17時30分以外の時間および休業日は、『082-252-6875（中国しんきん総合サービスセンター）』へご連絡ください（年中無休）。

作州地域の活性化応援信用金庫



作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫



津山信用金庫



URL : <https://www.shinkin.co.jp/tsuyama/>

e-mail : tsushin@mx1.tiki.ne.jp

〒708-0022 岡山県津山市山下30-15 TEL 0868-22-4121 FAX 0868-32-2958

2025年7月31日発行